

事業所の皆様へ

内職求人にあたってのお願い

- 1 委託状況届の提出について（リーフ・様式参照）
内職の委託事業者は「委託状況届」を提出しなければなりません。
上野労働基準監督署（電話 03-6872-1230）へ連絡のうえ、ご提出ください。
- 2 内職希望者との面談について
具体的な仕事内容とともに、工賃・材料の受け渡し方法、材料費の負担、不良品の取扱い等について、十分ご説明いただきますようお願いいたします。
- 3 家内労働手帳について（様式参照）
内職を委託する際は、内職者に「家内労働手帳」をお渡しください。
また、原材料を支給するときや納品を受けるときは、その都度、伝票等を内職者にお渡しください。
- 4 工賃支払について
 - (1) 全額一括で、原則現金でお支払いください。
（本人が同意した場合、口座振込等でも可）
 - (2) 納品日または工賃締切日から1か月以内にお支払いください。
- 5 委託終了の予告について
仕事の委託を突然打ち切ると、内職者の生計に大きな影響を与えます。
できるだけ速やかに予告するよう努めてください。
- 6 区への採否結果の通知について
委託の可否にかかわらず、採否結果通知のハガキを区にお送りください。
- 7 個人情報の取扱いについて
内職紹介により知り得た内職者の個人情報については、取扱いに注意し、内職の委託目的以外には使用しないでください。

◆問合せ先◆

台東区役所 文化産業観光部 産業振興課
電話 03-5246-1152（直通）